

県外産業廃棄物の市内搬入の承認に係る審査基準

平成19年10月1日伺定

宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱（平成14年3月18日伺定。以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、県外産業廃棄物の搬入を承認する場合の審査基準を次のとおり定める。

- 1 不慮の事故又は自然災害により発生した産業廃棄物であって、国若しくは地方公共団体から当該産業廃棄物の受入れについて協議、依頼又は要請（以下「協議等」という。）があった場合
- 2 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第8条第1項により認定された計画に従って、新エネルギー利用等のために搬入する場合
- 3 九州の区域において排出された産業廃棄物であって次に掲げる場合
要綱第6条第1項の協議に係る産業廃棄物が排出される県（以下「排出県」という。）内に処理施設がないか、処理施設があってもその能力が不足している場合
排出事業者の状況から判断して、緊急に処理する必要がある場合（基準1に該当する場合を除く。）
排出県内において処理能力が不足している等の理由により、国（出先機関を含む。）又は地方公共団体から協議等があった場合
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条に規定する使用済自動車、解体自動車又は自動車破碎残さを処理する場合
- 4 その他搬入を認めるべき特別な理由がある場合

附 則

この基準は、平成19年10月1日から適用する。